

といへど、略てそれをも於毛とのみもいへり、古事記取御母定湯坐若湯坐とも有乳のめやは、乳のめばにや也、此歌はもと逢し女はかれて、男の今乳母とことばして、他女をよばふこと有時、前の女の聞て、戯て贈れるなるべし。

〔枕草子〕^二すさまじきもの

さるべき人のみやづかへするがりやりて、いつしかとおもふもいとほいなし、ちごのめ。の。の。た。あ。から。さま。と。て。い。ぬ。る。を。も。と。む。れ。ば。と。か。く。あ。そ。ば。し。な。ぐ。さ。め。て。○_下

〔源氏物語〕^{三十四}若菜

げにたぐひなき御身にこそあたらざらめとつねにこの小侍従といふ御ちぬしをも、いひはげまして、世中さだめなきを、おとゝの君もとよりほいありて、おぼしをきてたるかたにをもむき給はゞと、たゆみなく思ひありきけり。

制度

〔令義解〕^{後一}宮職員凡親王及子者、皆給乳母、^{謂若内親王嫁諸王所生者不在給限也}親王三人、子二人、所養子年十三以上、雖乳母身死、不得更立替、其考叙者、並准宮人、自外女、豈不在考叙之限。

〔禁秘御抄〕^下一典侍

四人也、此職尤重、爲御乳母之人者、諸大夫女聽之、○_中白川院御時、親子能信家者、父親國無下者也、

然而爲吉例、後白川院御時、朝子馬助兼永女、是左道、但不輔典侍、歟、可勤、○_中二條院御時、源光保女爲御乳母、爲典侍、院御時、高階清章女同之、但是等不慮法、向後定左道人、多輔之、堀川院御乳母四人、

其外不過二三人、近代花族御乳母、左道出來、歟、○_下

〔日本書紀〕^{神代}亦云、彥火火出見尊取婦人爲乳母、湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時、權用

乳母例

他姬婦以乳養皇子焉、此世取乳母養兒之縁也。

〔古事記〕^{垂仁}天皇命詔其后言、凡子名必母名、何稱是子之御名、○_中又命詔、何爲日足奉答、白取御

母、定大湯坐若湯坐、宜日足奉、故隨其后、白以日足奉也。